

「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ

令和4年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

■6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画週間です。

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

■男女共同参画週間記念パネル展を開催

男女共同参画週間に伴い、男女共同参画基本法の目的および基本理念に関する理解を深めることを目的に開催します。

開催日 6月23日(木)～29日(水)

場所 幸手市役所本庁舎1階ロビー

■男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。



問合せ 人権推進課 ☎(43)1111 内線 162

全国的な法務局・地方法務局及びその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。

あなたに、戸籍や住民票が無く、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

無戸籍者とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、何らかの理由により出生の届け出が行われない場合、戸籍に記載されない無戸籍者となってしまう。このことにより、住民票も作成されず、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失うなど、社会生活上の様々な不利益が生じ、深刻な問題となっています。

無戸籍者となる原因の多くが、国において法改正の議論が進められている「離婚後300日問題」にあります。現在の民法では、離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子と推定されます。子が別の男性との間の子でもあっても前夫の子として戸籍に記載されます。そのことで、前夫の子とも推定されることを避けるため、DV(ドメスティックバイオレンス)等により前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由により、出生届の提出をためらう人がいることがわかっています。

あなたの周りに、戸籍や住民票が無く、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

全国の法務局・地方法務局及びその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。

人権 それは 愛

無戸籍の問題について、無戸籍者について知っていますか？

動物は「責任をもって」飼いましょう！！



動物を飼っている人は、適正な飼育をお願いします。飼い主の1人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作っていきましょう。

＜犬を飼っている人へ＞



【ふん害の防止】

散歩中のふんの回収を徹底しましょう。犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。

【騒音の防止】

犬の鳴き声による騒音は近所迷惑になります。無駄吠えをさせないように、しっかりとしつけをしましょう。

【放し飼いの禁止】

犬はつないで飼うことが義務づけられています。自宅敷地内での放し飼いや、綱なしの散歩は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。

＜猫を飼っている人へ＞



【猫のために室内飼育を】

外飼いは、つぎのとおりさまざまなリスクがともないます。

- ①交通事故
- ②感染症
- ③子猫の出産
- ④ふん害や物損などのご近所トラブル
- ⑤逸走(迷子)

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、リスクがないよう努めることが動物の飼い主の責務とされています。

＜捨て犬・捨て猫の禁止＞ 犬・猫を捨てる行為は犯罪です。

捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらぬよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

問合せ

環境課 ☎(48)0331

○犬に関する相談

幸手保健所 ☎(42)1101

○猫に関する相談

埼玉県動物指導センター南支所 ☎048(855)0484

児童手当の一部制度変更について

問合せ こども支援課

☎(42)8454・FAX(42)2130

(1)所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が一定以上の場合、児童手当などは支給されません。

※児童手当などが支給されなくなったあとに所得が基準を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

(2)現況届の省略について

現況届の提出は原則不要です。

※以下の人は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が幸手市と異なる人
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者的人
- ⑤そのほか、幸手市から提出の案内があった人